山梨県臨床細胞学会会則

第１章　名称と事務局

第１条 本会は山梨県臨床細胞学会と称する。

第２条 本会の事務局は、理事会の定めるところに置く。

第２章　目的と事業

第３条 本会は山梨県における臨床細胞学の発展と普及を図ることを目的とする。

第４条 本会はその目的達成のため学術集会をはじめ、その他の必要な諸事業を行う。

第３章　会員

第５条 本会は、個人並びに団体によって構成され、以下の会員種別を設ける。会員は本会が開催する事業への参加、学術集会での発言、業績発表ができる。

１．正会員：山梨県内に在住または主たる職場を有する日本臨床細胞学会会員、又は本会の目的および事業に賛同する個人。

２．当日会員：参加費を支払い学術集会のみに参加する個人。

３．功労会員：以下のいずれかの基準を満たした正会員で、理事会において本会への功労もしくは臨床細胞学への功績が認められた個人。ただし任期中の役員は功労会員、名誉会員になることができない。

1）65 歳以上、会員歴通算 15 年以上の正会員で、功労会員を申請するもの。

2）日本臨床細胞学会の名誉会員・功労会員である正会員で、本会の功労会員を申請するもの。

3）本会に対する功労が特に高いと会員が推薦するもの。

４．名誉会員：名誉会員への推戴が総会で承認された個人。理事会は功労会員ないし役員経験者のうちから本会の発展に多大な貢献があったものを名誉会員候補者として選出し、推戴を総会に発議する。

５．賛助会員：本会の趣旨に賛同し、賛助する目的で特別会費を納入する個人又は団体。

第６条 会員は毎年 12 月末日迄に事務局に会費を納入する。功労会員、名誉会員は会費の納入を要しない。

第７条 会員は主な職場の変更したとき、県外への転居するとき、退会を希望するときに事務局に通知しなければならない。

第８条 会員は次の事由によって会員の資格を喪失する。

1）退会を希望するとき

2）死亡したとき

3）団体である会員が解散したとき、

4）続けて３年以上会費を滞納したとき。会費滞納による退会は滞納が生じた年度から会員の資格を喪失する。

第９条 本会及び会員の名誉を著しく傷つけた場合は理事会の議決によって退会せしめることができる。

第４章　役員

第 10 条 本会は下記の役員を置く。

会長（理事）１名，副会長（理事）若干名，会計担当理事１名，総務担当理事１名，理事若干名，監事２名。

第 11 条 役員の任務および選出は次の通りである。

１．会長は会務を総理し、本会を代表する。任期は２年とし、再任を防げない。満 65 歳に

達した場合は年度末をもって会長を退任する。

２. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。任期は２年とし、再任を防げない。満 65 歳に達した場合は年度末をもって副会長を退任する。

３．理事は会務を協議し、分担執行する。監事は会務、会計を監査する。理事、監事の任期は２年とし、再任を防げない。理事、監事の定年は定めない。

４．次期会長は理事の互選によって定め、総会の承認を得る。

５．次期会長は正会員のうちから次期役員を選出し、総会の承認を得る。

６．役員は無報酬とする。

第５章　総会、学術集会並びに理事会

第 12 条 本会は総会並びに学術集会を開催する。

第 13 条 会長は必要に応じて理事会を召集することができる。

第 14 条 総会並びに理事会の成立

１．総会は正会員の過半数の出席をもって成立する。

２．理事会は役員の過半数の出席をもって成立し、委任状は出席とみなす。

第 15 条 総会並びに理事会の議決

１．総会の議決は出席した正会員の過半数をもって決する。

２．理事会の議決は出席した理事の過半数をもって決する。

３．可否同数の場合は会長の決するところによる。

第６章　会計

第 16 条 本会の経費は会費、寄付金および委託金をもって充てる。本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。本会の決算は毎年会計年度終了後、会計監査をへて、総会の承認を得なければならない。

第 17 条 会費は細則による。

第７章　会則の変更

第 18 条 会則の変更は理事会の決定によって行われる。

細則

本会の会費は当分の間

医師	・・・・・・・・・	3,000 円（関東臨床細胞学会分担金含む）
医師以外	・・・・・・・	2,000 円（関東臨床細胞学会分担金含む）
学術集会参加費	・・・・	1,000 円
賛助会員１口	・・・・・	10,000 円

付則

本会は昭和 60 年 4 月 1 日から実施する。

平成 10 年 4 月 1 日一部改定。

平成 12 年 4 月 1 日一部改定。

平成 24 年 4 月 1 日一部改定。

平成 26 年 4 月 1 日一部改定。

平成 31 年 2 月 2 日一部改定。

令和 2 年 2 月 1 日一部改定。

令和 3 年 4 月 1 日一部改定。

令和 6 年 4 月 1 日一部改定。

令和 7 年 4 月 1 日一部改訂。